

成障第1438号  
令和6年6月6日

訪問入浴サービス事業所 各位

成田市福祉部障がい者福祉課長

### 訪問入浴サービス費の改定について（通知）

日頃より、本市の障がい者福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市の地域生活支援サービス費に係る基準額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示19号）に基づき算定しています。

このたび、令和6年度の報酬改定において処遇改善加算の改正が行われたことに伴い、令和6年6月1日から、本市の訪問入浴サービス費助成の基準額を別添のとおり改定することとなりましたので、通知いたします（基準額は本市ホームページの以下のアドレスでも公開しております）。

[https://www.city.narita.chiba.jp/kenko\\_fukushi/chiiki\\_shien\\_service.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/chiiki_shien_service.html)

なお、改定後の基準額は、令和6年6月提供分から適用となりますので、ご注意ください。（令和6年6月請求分は、令和6年5月提供分ですので、改定前の基準額で算定してください。）

貴事業所におかれましては、お手数をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

（お問い合わせ先）

〒286-8585 成田市花崎町 760 番地

成田市役所 障がい者福祉課

電話：0476-20-1539

FAX：0476-24-2367

E-mail：shofuku@city.narita.chiba.jp